

「先物・オプション取引に係る清算資格取得手続き」等について

平成 1 5 年 1 2 月

| 項目 | 概要 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|----|-------------------|-------|-----------|-------|-----------------------|--------|-----------------------|------------------------|-----------------|--------|---|
| <p>・ 清算資格取得手続きについて</p> <p>1 .清算資格取得申請の手続きについて</p> <p>(1)清算資格取得申請</p> | <p>・ 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）の株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格を、平成16年2月2日付で取得しようとする場合は、取得しようとする清算資格の種類及び清算資格の区分（自社清算資格又は他社清算資格の別）を示して、当社に清算資格取得の申請を行い、当社の承認を得る必要があります。</p> <p>平成16年2月1日現在の（株）東京証券取引所（以下「東証」という。）において有している清算資格と同種類の清算資格を取得しようとする場合（全て自社清算資格）の財務基準は以下のとおり清算資格の維持基準によります。</p> <table border="1" data-bbox="656 943 1561 1241"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金^{注1}</td> <td>3億円以上</td> </tr> <tr> <td>純財産額・純資産額</td> <td>3億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率（証券会社・外国証券会社）</td> <td>120%以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率（保険会社以外の登録金融機関）</td> <td>4%（2%）以上^{注2}</td> </tr> <tr> <td>ソバノマーゼン比率（保険会社）</td> <td>100%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1．相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）</p> <p>2．括弧内の数値は、海外営業又は事業拠点を有しない場合。</p> | 項目 | 基準 | 資本金 ^{注1} | 3億円以上 | 純財産額・純資産額 | 3億円以上 | 自己資本規制比率（証券会社・外国証券会社） | 120%以上 | 自己資本比率（保険会社以外の登録金融機関） | 4%（2%）以上 ^{注2} | ソバノマーゼン比率（保険会社） | 100%以上 | <p>・ 株券オプション清算資格を取得しようとする場合は、現物清算資格を有していることが要件となります。</p> <p>・ 他社清算資格の取得申請を行う場合又は現在東証において有してない種類の清算資格の取得申請を行う場合は、通常の清算資格の取得基準によります。また、別途、手続が必要となりますので、早急に末尾連絡先まで御連絡ください。</p> |
| 項目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本金 ^{注1} | 3億円以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 純財産額・純資産額 | 3億円以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 自己資本規制比率（証券会社・外国証券会社） | 120%以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 自己資本比率（保険会社以外の登録金融機関） | 4%（2%）以上 ^{注2} | | | | | | | | | | | | | |
| ソバノマーゼン比率（保険会社） | 100%以上 | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 概 要 | 備 考 |
|---|--|--|
| (2) 申請手続き a . 提出書類 b . 提出期限 c . 提出方法 d . 清算資格取得手数料 (3) 資格取得の承認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「清算資格取得承認申請書」等の別添 1 「提出書類一覧」に記載する書類の提出が必要となります。 ・ <u>平成16年1月16日(金)(必着)</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成16年1月16日までに、当社に清算資格の取得申請を行わない、又は、他社清算参加者と清算受託契約を締結する旨を東証に届け出ない場合は、翌営業日(19日)より売買停止となります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社あて郵送又は当社窓口へ直接提出してください。 ・ 清算資格取得手数料の納入は不要です。 ・ 清算資格取得の承認は、平成16年1月下旬に行う予定です。当該承認については、書面又は JSCWAN を通じて御通知します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類には、全申請者が提出を要するものと現在当社の現物清算資格を有しない申請者のみが提出を要するものがあります。 ・ 各書類の最終提出期限は左記のとおりとなりますが、可能な限り本年内に御提出ください。 ・ 当社ホームページにも当該承認について掲載します。 |

| 項 目 | 概 要 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>・ 清算資格取得以降の各種届出・報告について</p> <p>1. 主な届出事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめその内容を当社に届け出てください。 (1) 清算参加者代表者の選任及び解任 (2) 日常業務代行者の選任及び解任 (3) 決済業務責任者の選任及び解任 (4) 証券業（登録金融機関にあっては証券業務）の廃止 (5) 当該清算参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併 (6) 合併及び破産以外の事由による解散 (7) 分割による営業（登録金融機関にあっては証券業務に関する営業又は事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の他の会社への承継 (8) 営業の全部又は一部の譲渡 (9) 当該清算参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併 (10) 分割による営業の全部又は一部の他の会社からの承継 (11) 営業の全部又は一部の譲受け (12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。） (13) 役員の変更又は他の会社その他の法人の役員への就任若しくは退任 (14) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類一覧及び書類フォーマット等は「JSCCWAN」に掲載いたします。 |

| 項 目 | 概 要 | 備 考 |
|------------|--|--|
| 2 . 主な報告事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下に掲げる事項に該当することとなった場合は、直ちにその内容を当社に報告してください。 (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき (2) 証券会社又は外国証券会社にあつては、証券業に係る営業を休止し、又は再開したとき、登録金融機関にあつては、証券取引法（以下「法」という。）第65条の2第1項の登録に係る業務の営業又は事業を休止し、又は再開したとき (3) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき (4) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき (5) 純財産額（登録金融機関にあつては、純資産額とする。以下同じ。）が3億円を下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、純財産額が200億円を下回ったとき） (6) 資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ったとき (7) 証券会社又は外国証券会社にあつては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、証券会社又は外国証券会社にあつては、自己資本規制比率が200パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類一覧及び書類フォーマット等は「JSCCWAN」に掲載いたします。 |

| 項 目 | 概 要 | 備 考 |
|-----|--|-----|
| | <p>営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回ったとき（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当したとき）、保険会社にあっては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを下回ったとき）</p> <p>(8) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき</p> <p>(9) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき</p> <p>(10) 指定市場開設者に加加入又は脱退したとき（取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。）</p> <p>(11) 証券会社又は外国証券会社の役員にあっては、役員が法第28条の4第9号イからへまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産の宣告、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けたとき</p> <p>(12) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき</p> <p>(13) 法第59条又は外国証券業者に関する法律第31条に基づくモニタリング調査表（他社清算参加者である登録金融機関にあっては、当社が定める主要勘定状況表とする。）を作成したとき</p> <p>(14) 証券会社又は外国証券会社にあっては、営業報告書（証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第32号）第32条第2項（外国証券業者に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第37号）第30条第2項にお</p> | |

| 項 目 | 概 要 | 備 考 |
|---------------|--|--|
| 3 .その他の主な提出書類 | <p>いて準用する場合を含む。)に規定する添付書類を含む。)を作成したとき、登録金融機関にあっては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき</p> <p>(15) 当社が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき</p> <p>(16) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれがある状態となったとき</p> <p>(1) 決済代金の授受に使用する銀行を変更するとき</p> <p>(2) 預託金等の差入・返戻に使用する銀行を変更するとき</p> <p>(3) 国債DVP決済に使用する口座を変更するとき</p> <p>(4) モニタリング調査表連絡先を変更するとき</p> <p>(5) 資金決済・証券決済・預託金等に関する担当部署等を変更するとき</p> <p>(6) 総務(事務手続)・経理(手数料)関係の担当部署等を変更するとき</p> <p>(7) 国債DVP決済に関する担当部署等を変更するとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> 提出書類一覧及び書類フォーマット等は「JSCCWAN」に掲載いたします。 |
| 4 .提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリング調査表」【月次】 ・「決算概況表・中間決算概況表」【半期毎】 「JSCCWAN」による提出 ・その他の書類 郵送又は当社窓口まで直接提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリング調査表」は、調査対象月の翌月 20 日までに提出してください。 ・「モニタリング調査表」及び「決算概況表・中間決算概況表」の提出は、証券会社又は外国証券会社を対象となります。 |

【お問い合わせ・御連絡先】

株式会社日本証券クリアリング機構 企画業務グループ

住 所：〒103 - 0026

東京都中央区日本橋兜町2番1号

電 話：03 - 3665 - 1396

03 - 3665 - 1234（当社代表）

ファクシミリ：03 - 3665 - 1235

電子メール：info@jsgc.co.jp

ホームページアドレス：<http://www.jsgc.co.jp/>

JSCCWAN アドレス：<https://www.js-clearing.target.ne.jp/>

以上

先物・オプション取引に係る清算機関の移行の取扱いに関するスケジュール

| 項目 \ 日程 | 清算資格取得申請手続き | J S C C W A N 手続き ¹ 等 |
|----------|---|---|
| 2003年12月 | <p>東証先物・オプション取引に係る清算資格の取得手続き等に関する説明会</p> <p>清算資格取得承認申請書等の提出</p> | <p>J S C C W A N 利用申込み手続き・参加者テスト等を説明</p> <p>J S C C W A N 利用申請書等の提出 ²</p> <p>J S C C W A N 利用申請書の提出期限 (24日) 参加者テスト参加申込書の提出期限(26日)</p> |
| 2004年1月 | <p>清算資格取得承認申請書等の提出期限 (16日)</p> <p>清算資格取得の承認 (下旬予定)</p> | <p>参加者テスト (10日)</p> |
| 2004年2月 | <p>移行日・清算資格付与日 (2日)</p> | <p>各種W A N の変更</p> |

¹ 今回新規にJ S C C W A Nを利用される参加者が対象

² J S C C W A N利用申請申請が到着次第、順次、「J S C C W A N利用承諾書」及び管理者ユーザID・パスワードを記載した「サイト設定通知書」を送付

提出書類一覧 【提出期限：平成16年1月16日（金）】

| NO | 書類名 | 備考 | 確認欄 |
|---|--|--|-----|
| 1 | 清算資格取得承認申請書 | | |
| 2 | 清算参加者契約書 | ・取得する清算資格の種類ごとに提出が必要 | |
| 3 | 取引証拠金等に関する連絡用 F A X 番号届出書 | | |
| 4 | 日常業務代行者選任・解任届出書、日常業務代行者の役職名・印鑑・業務範囲変更届出書 | ・選任しない場合は提出不要 ・添付書類：日常業務代行者の代行業務範囲、印鑑票 ・原則部長級相当職以上の役職員から選任 | |
| 【現在当社の現物取引に係る清算資格を有しない申請者のみ提出が必要な書類】 | | | |
| 5 | 清算資格取得申請者の概要 | | |
| 6 | 登記簿謄本（写） | | |
| 7 | 印鑑証明書 | ・「清算資格取得承認申請書」に押印する代表者印に係る印鑑証明書 | |
| 8 | 清算参加者代表者選任届出書 | ・添付書類：履歴書（清算参加者代表者に選任する者が、現在、東証の清算参加者代表者である場合には提出不要）、印鑑票 | |
| 9 | 決済業務責任者選任届出書 | ・原則部長級相当職以上の役職員から選任 | |
| 10 | 各種手数料に係る銀行選定届出書 | ・清算手数料の引落しに使用する口座の届出 ・【複写式】2枚目にも押印が必要 | |
| 11 | 担当部署等届出書《総務（事務手続）・経理（手数料）関係》 | | |
| 12 | モニタリング調査表連絡先の報告書 | ・証券会社又は外国証券会社のみ提出 | |

以上

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構

代表取締役社長 山下 剛正 殿

商号又は名称
(英文商号又は名称)^{注1}
(コード)

本店の所在地
(日本における主たる
支店の所在地)^{注2}

代表者の役名・氏名
(日本における代表者)^{注3}

印^{注4}

清算資格取得承認申請書

下記のとおり、清算資格の取得の申請を行います。

記

取得申請を行う清算資格の種類及び区分

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 株券オプション清算資格(自社) | 4 株券オプション清算資格(他社) |
| 2 国債先物等清算資格(自社) | 5 国債先物等清算資格(他社) |
| 3 株価指数先物等清算資格(自社) | 6 株価指数先物等清算資格(他社) |

取得申請を行う「清算資格の種類及び区分」を 印で囲んでください。

以上

【記載上の注意事項】

1. 定款に英文商号を記載していない場合はロゴマーク等で日常使用しているものを記載してください。
2. 外国証券会社又は外国銀行の申請者の方のみ記載してください。
3. 外国証券会社又は外国銀行の申請者の方は日本における代表者を記載してください。
4. (代表者)登記印を押印してください。ただし、既に当社の清算資格を有している申請者の方は、清算参加者代表者印として当社に届出済みの印を押印してください。

(内国法人用)

清算参加者契約書

平成16年2月2日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「貴社」という。）の株券オプション清算参加者として、次の事項を承諾します。

- 1．貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。
- 2．規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務引受けの停止その他の措置に従うこと。
- 3．当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 4．貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
- 5．当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

(内国法人用)

清算参加者契約書

平成16年2月2日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「貴社」という。)の国債先物等清算参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則(以下「規則」という。)に従い、また、これを遵守すること。
2. 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

(内国法人用)

清算参加者契約書

平成16年2月2日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「貴社」という。)の株価指数先物等清算参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則(以下「規則」という。)に従い、また、これを遵守すること。
2. 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

(外国法人用)

清算参加者契約書

平成16年2月2日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「貴社」という。）の株券オプション清算参加者として、次の事項を承諾します。

- 1．貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。
- 2．規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
- 3．当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 4．貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
- 5．当__と貴社との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。
- 6．当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

(注)「代表者名」欄は、代表者が記名・押印（届出印）又は署名してください。

(外国法人用)

清算参加者契約書

平成16年2月2日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「貴社」という。)の国債先物等清算参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則(以下「規則」という。)に従い、また、これを遵守すること。
2. 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
4. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当__と貴社との間の諸通知(授受する書類を含む。)は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。
6. 当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

(外国法人用)

清算参加者契約書

平成 1 6 年 2 月 2 日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「貴社」という。）の株価指数先物等清算参加者として、次の事項を承諾します。

- 1 . 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。
- 2 . 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
- 3 . 当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当__を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 4 . 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
- 5 . 当__と貴社との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。
- 6 . 当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構
企画業務グループ 御中

取引証拠金等に関する連絡用 F A X 番号届出書

取引証拠金等に関する通知につきまして、下記の F A X で受信いたします。

記

清算参加者名 _____ (参加者コード _____)

担当部署 _____

F A X 番号 _____

担当者役職名・氏名 _____

T E L 番号 _____

緊急取引証拠金の発動時や取引証拠金に係る障害発生時などに、当該 F A X により御連絡いたします。

以 上

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構

代表取締役社長 山下 剛正 殿

清算参加者名

清算参加者代表者名

印^{注1}

日常業務代行者 選任 届出書

下記のとおり、日常業務代行者を選任又は解任いたしますので、お届けいたします。

記

| | | |
|----|------------------------------|--|
| 選 | 役職名・氏名 ^{注2} ふりがな | |
| | 連絡先電話番号 | |
| | 連絡先ファクシミリ番号 | |
| | 代行業務の範囲 | 別紙参照 〔別紙「日常業務代行者の代行業務範囲」のうち、 代行する業務を 印で囲んでください。〕 |
| 任 | 使用する印鑑 (必ず職印を用いてください。) | |
| | 選任予定年月日 | 平成 年 月 日 |
| 解任 | 役職名・氏名 | |
| | 解任予定年月日 | 平成 年 月 日 |

- (注) 1. 清算参加者代表者の届出印を押印してください。
2. 部長級相当職以上の役職者から選任してください。

添付書類

[選任の場合]

代行業務範囲・印鑑票(当社所定) 1枚

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構

代表取締役社長 山下 剛正 殿

清算参加者名

清算参加者代表者名

印^注

役職名

日常業務代行者の印鑑変更届出書

業務範囲

下記のとおり、日常業務代行者の役職名、印鑑又は業務範囲を変更いたしますので、お届けいたします。

記

| | | | |
|---------|--------------------------------|---|----------|
| 氏名 | | | |
| 役職名 | | (新しい役職名) | (現在の役職名) |
| 印鑑 | 〔使用する印鑑 必ず職印を使用して ください。〕 | (新しい印鑑) | (現在の印鑑) |
| 業務範囲 | 変更後の業務範囲 | 別紙参照 〔別紙「日常業務代行者の代行業務範囲」のうち 代行する業務を 印で囲んでください。〕 | |
| 変更予定年月日 | | 平成 年 月 日 | |

(注) 清算参加者代表者の届出印を押印してください。

添付書類

[日常業務代行者の代行業務範囲又は印鑑変更の場合]

代行業務範囲・印鑑票(当社所定)1枚

(証券会社・外国証券会社用)

日常業務代行者の代行業務範囲

| | 業 務 名 |
|--|---|
| 代 行 業 務 範 囲 | 1. 本店その他の営業所の設置・廃止・変更事項届出 |
| | 2. 業務の内容又は方法・損失の危険の管理方法・業務分掌の方法・分別保管の方法の変更報告 |
| | 3. 大株主の変更に関する報告 |
| | 4. 指定市場開設者への加入・脱退等に関する報告 |
| | 5. モニタリング調査表 |
| | 6. (証券会社又は外国証券会社) 営業報告書 (証券金融会社) 営業報告書又は中間決算状況表 |
| | 7. 決算概況表又は中間決算概況表 |
| | 8. 決済業務責任者に関する届出(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 9. 決済代金の授受に係る決済銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 10. 国債 DVP 決済に使用する口座の申請・変更に関する業務 |
| | 11. 清算預託金等の預託・返戻に係る銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 12. 預り有価証券等残高証明に関する業務 |
| | 13. 受渡証明書発行願等に関する業務(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 14. 有価証券引渡票に関する業務(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 15. 清算預託金等の現金の預託及び引出しに関する業務 |
| | 16. 清算預託金等の代用有価証券の預託及び引出しに関する業務 |
| | 17. 手数料の納入に係る銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 18. 建玉残高証明書発行願 <ul style="list-style-type: none"> a. 株券オプション取引 b. 国債証券先物取引・国債先物オプション取引 c. 株価指数先物取引・株価指数オプション取引 |
| 19. 権利行使申告・割当証明書発行願 <ul style="list-style-type: none"> a. 株券オプション取引 b. 国債先物オプション取引 c. 株価指数オプション取引 | |

| | |
|----------|--------|
| コード | |
| 日常業務代行者 | |
| (使用する印鑑) | |
| 氏名・役職名 | 清算参加者名 |
| | |
| 使用開始年月日 | |
| | |

日常業務代行者の代行業務範囲

| 業 務 名 | |
|----------------------------|---|
| 代 行 業 務 範 囲 | 1. 証券業務を営む本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の設置・廃止・変更事項届出 |
| | 2. 証券業務に係る業務の内容又は方法・損失の危険の管理方法・業務分掌の方法・分別保管の方法の変更報告 |
| | 3. 大株主の変更に関する報告 |
| | 4. 指定市場開設者への加入・脱退等に関する報告 |
| | 5. (他社清算参加者) 主要勘定状況表 |
| | 6. 業務報告書又は中間業務報告書 |
| | 7. 決済業務責任者に関する届出(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 8. 決済代金の授受に係る決済銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 9. 国債 DVP 決済に使用する口座の申請・変更に関する業務 |
| | 10. 清算預託金等の預託・返戻に係る銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 11. 預り有価証券等残高証明に関する業務 |
| | 12. 受渡証明書発行願等に関する業務(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 13. 有価証券引渡票に関する業務(日本証券決済㈱ 総務部 決済業務担当経由) |
| | 14. 清算預託金等の現金の預託及び引出しに関する業務 |
| | 15. 清算預託金等の代用有価証券の預託及び引出しに関する業務 |
| | 16. 手数料の納入に係る銀行の申請・変更に関する業務 |
| | 17. 建玉残高証明書発行願 |
| | a. 株券オプション取引 |
| b. 国債証券先物取引・国債先物オプション取引 | |
| c. 株価指数先物取引・株価指数オプション取引 | |
| 18. 権利行使申告・割当証明書発行願 | |
| a. 株券オプション取引 | |
| b. 国債先物オプション取引 | |
| c. 株価指数オプション取引 | |

| | |
|----------|--------|
| コード | |
| 日常業務代行者 | |
| (使用する印鑑) | |
| 氏名・役職名 | 清算参加者名 |
| | |
| 使用開始年月日 | |
| | |

清算資格取得申請者の概要

| | |
|-----------|--|
| 商号又は名称 | |
| 担当者部署名 | |
| 担当者役職名・氏名 | |
| (連絡先電話番号) | |

1. 財務の状況

【証券会社・外国証券会社】

| 項目 | 平 15 年 3 月末 | 平 15 年 9 月末 | 平 15 年 11 月末 |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 資本の額 (持込資本金の額) 【円換算レート】 | 千円 (千円) 【 = 円】 | 千円 (千円) 【 = 円】 | 千円 (千円) 【 = 円】 |
| 純財産の額 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 自己資本規制比率 | % | % | % |

注1：外国証券会社については、持込資本金の額についても併せて記載してください。

注2：「資本の額」「持込資本金の額」及び「純財産の額」については円換算した金額で記載してください。

注3：「自己資本規制比率」は小数点第1位まで記載してください(小数点第2位を四捨五入)。

【登録金融機関】

| 項目 | 平 15 年 3 月末 | 平 15 年 9 月末 |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| 資本の額 出資の額 【円換算レート】 | 千円 【 = 円】 | 千円 【 = 円】 |
| 純資産の額 | 千円 | 千円 |
| 自己資本比率(単体) | % | % |
| 自己資本比率(連結) (海外営業所又は事業所の有無) | % (有・無) | % (有・無) |
| ソルベンシー・マージン比率 | % | % |

注1：「資本の額」又は「出資の額」及び「純資産の額」については円換算した金額で記載してください。

注2：「自己資本比率」は小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入)、「ソルベンシー・マージン比率」は小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)記載してください。

2. その他の提出書類

下表の「書類名」欄に記載する各書類を提出してください。ただし、下表「貴社における対応」欄の“同意”(貴社が各提出書類と同一の内容を含む書類を東証に提出している場合において、当社が当該書類の記載内容を東証に照会又は閲覧することに貴社が同意することをいいます。)を選択された書類については、当社への提出を省略することができます。

| | 書類名 | 備考 | 貴社における対応 (同意・非同意のどちらかを で囲んでください) |
|---|--|--|--|
| 1 | 大株主の状況【参考：ひな型1】 | | 同意 ・ 非同意 (提出不要) (要提出) |
| 2 | 役員の状況【参考：ひな型2】及び 役員の履歴書(クリアリング機構所 定の履歴書【参考：ひな型4】又は 当該履歴書の内容を含む他の書式の 履歴書) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録金融機関につきましては、代表権を有する役員及び証券業務を担当する役員について記載してください。 ・ 清算参加者代表者に選任される方の履歴書のみ書名又は記名・押印が必要となります。【参考：ひな型3】 | 同意 ・ 非同意 (提出不要) (要提出) |
| 3 | 損失の危険の管理方法、業務分掌の 方法その他の業務の内容及び方法 (認可証券業務に係るものを除く。)に 係る定め | <ol style="list-style-type: none"> 1) 業務方法書(国債証券等の先物取次業務(ディーリング業務)・投資信託受益証券等の窓口販売業務) 2) 組織規程(国債証券等・投資信託受益証券等) 3) 損失の危険の管理方法 4) 顧客資産の分別保管に関する規程 | 同意 ・ 非同意 (提出不要) (要提出) |
| 4 | 本店その他の営業所又は主たる事務 所その他の事務所の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録金融機関につきましては、証券業務を営む全営業所又は事務所の名称、所在地を記載した書面を提出してください。[登録申請書別添3] | 同意 ・ 非同意 (提出不要) (要提出) |

以 上

【参考】ひな型1：大株主の状況（上位10名）

【最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日（平成 年 月 日）】

| | 株主名 | 持株数 | 持株比率 | 大株主の概要 |
|------------|-----|-----|------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 1～10位までの小計 | | | | |
| その他 人 | | | | - |
| 合 計 | | | | - |

注1：持株比率は、小数点第1位まで記載してください（小数点第2位を四捨五入）

注2：大株主の概要欄には国籍・所在地、職業・業種、貴社との関係等について記載してください。

注3：種類株式、優先株式等を発行している場合には、別途、同様の書式で記載してください。

【参考】ひな型2：役員状況

| 役 名 | 代表権 | 氏 名 | 他の会社の役員への就任の有無 | |
|-----|-----|-----|----------------|----------|
| | | | | （就任先の名称） |
| | 有・無 | | 有・無 | |

注1：全役員（取締役・監査役・執行役）について記載してください。なお、登録金融機関につきましても、代表権を有する役員及び証券業務を担当する役員について記載してください。

注2：非常勤役員については、役名欄に 印を付してください。

注3：今後、新任、退任及び役名変更等が予定されている場合は、その旨記載してください。

注4：他の会社の役員への就任の有無及び就任先の名称については、就任先すべてを記載してください。

なお、登録金融機関につきましても当該欄の記載は不要となります。

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構

代表取締役社長 山下 剛正 殿

商号又は名称
(コード) ()

代表者名 印^{注1}

清算参加者代表者選任届出書

下記のとおり、清算参加者代表者を選任いたしますので、お届けいたします。

記

| | | |
|------------------------------|------------------|--|
| 資格要件の区分 ^{注2} | 証券会社 内国金融機関 | 1. 代表取締役[代表執行役]社長、会長又は頭取(理事長) 2. その他の代表取締役[代表執行役](その他の代表理事) |
| | 外国証券会社 外国金融機関 | 1. 取締役又は執行役である日本における代表者 2. 取締役又は執行役と同等以上の地位にある日本における代表者 |
| 役職名・氏名 ^{注3} ふりがな | | |
| 使用する印鑑 (必ず職印を用いてください。) | | |

- (注) 1. 代表者登記印を押印してください。
2. 該当事項を 印で囲んでください。
3. 本邦内に居住し、本邦内の本店その他の営業所に常勤する他の会社の常務に従事していない方から選任してください。

添付書類

1. 印鑑票(当社所定)
2. 履歴書(現在、東証の清算参加者代表者として選任している方以外を選任する場合)

| | |
|----------|--------|
| コード | |
| 清算参加者代表者 | |
| (使用する印鑑) | |
| 氏名・役職名 | 清算参加者名 |
| | |
| 使用開始年月日 | |
| | |

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正 殿

清算参加者名

コード()

清算参加者代表者名

印^{注1}

決済業務責任者選任届出書

下記のとおり、決済業務責任者を選任いたしますので、お届けいたします。

記

| | | |
|---------------------------------------|-----------|--|
| 部 署 名 | | |
| 役職名・氏 ^{ふりがな} 名 ^{注2} | | |
| 連 絡 先 | [電話番号] | |
| | [F A X] | |

- (注) 1. 清算参加者代表者の届出印を押印してください。
2. 原則として部長級相当職以上の役職者から選任してください。

平成 年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構 御中

参加者名 _____

参加者コード()

提出責任者

役職名

氏名 _____ 印

担当部署等届出書《総務（事務手続）・経理（各種手数料）関係》

1．総務（事務手続）関係

| | |
|-------|------------------------------------|
| 担当部署名 | |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | () - () - () () - () - () |

2．経理（各種手数料）関係

| | |
|----------|------------------------------------|
| 担当部署名 | |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | () - () - () () - () - () |
| 請求書送付先住所 | 〒 |

（注1）電話番号は必ず2箇所記入してください。担当者は複数記入可。

（注2）届出内容に変更のあった場合は、必ず、再提出してください。

以 上

モニタリング調査表連絡先報告書

会社名

| Sheet No | 調査表名称 | 部署名 | 役職 | 担当者名 | 電話番号 |
|-----------|----------|-----|----|------|------|
| 1 - 1 ~ 4 | 自己資本規制比率 | | | | |
| 2 - 1 ~ 2 | 主要勘定残高 | | | | |
| 2 - 3 ~ 4 | 業務の状況 | | | | |

(注)連絡先等に変更があった場合には、随時ご連絡下さい。

E Mail : inquiry@jsc.co.jp